

社団法人解散についての法務局担当の回答 (第2回)

2026年3月11日(水) 東京法務局港出張所(相談窓口)

前回昨年9月22日に解散手続きの質問

この時は具体的な手続き書類については聞いていなかったなので細部質問

当方の質問に対する回答

1. 社員総会議事録の件

1-1. 総会の成立条件

- ・別紙の社員総会の議事録のサンプルのように作成すればよい
- ・総会の成立条件は議決権のある社員数基準、社員名簿は添付しなくても可とのこと
(法務局のホームページに所定フォーマットがあるが要なし)
出席社員には委任状を含む(当然Web会議参加者は含むと思う)
- ・社員の過半数出席で2/3以上の賛成が必要

1-2. 清算人の選定

- ・総会で清算人を選定。総会席上で就任承認の記載
1名でも可、複数の場合は互選で代表清算人を決定
総会で就任承諾の記述が必要

1-3. 定款の変更

- ・定款に清算人設置法人にする旨の変更決議が必要
- ・変更定款の提出が必要

1-4. 別紙が必要

- ・サンプル受取

2. 清算人の件

2-1. 一般社団法人解散及び清算人登記申請書

- ・サンプル受取
- ・清算人会設置 清算人会議議事録が必要
- ・清算人及び代表清算人の就任承認書
これは総会で承認をしている場合は、議事録を援用すると記載でよい

2-2. 登録免許税

- ・清算人登記に 9,000円、解散登記に 30,000円
(39,000とあるので、一緒にいいのかな?)
収入印紙貼付用紙あり

2-3. 清算人の印鑑登録

- ・清算人の印鑑登録が必要（代表だけでよいのか？）
- ・印鑑登録の印鑑証明は3か月以内のもの

3. 法人の印鑑届

- ・所定用紙あり
- ・法人の実印がそのまま使用可
- ・代表清算人が届け出
(用紙に記載の届出印鑑証明、印鑑カードなどは理解不明)

4. 清算開始日と事業継続申請

- ・清算を決議した日が清算法人の開始日
(解散を申請した日、承認された日ではない)
- ・清算決議から20日以内に登記が必要とされているが。遅れても可。
- ・清算開始日以降清算以外の事業を継続する場合は事業継続申請が必要
これは期間を決めて申請、その期間終了後清算登記
この場合、30,000円の登記料が必要
- ・事業内容と決算の件は税務署に相談のこと（法務局は関与せず）

以上

上記について

- ・申請の様式は概ね理解できる
(不備が指摘されれば修正で対応できそう)
- ・決議の日から清算法人になるとしたら事業の問題があるし、当期の日まで事業を継続するとしたら事業継続申請が必要
- ・どこまで厳しくチェックされるか税務署の対応も聞いておく必要
- ・解散の決議を先送りにするなどの対策検討も必要か